

財形持家転貸融資の貸付金利引下げ措置のお知らせ

独立行政法人勤労者退職金共済機構では、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害（以下「自然災害」という。）により住宅等に被害を受けた勤労者の方が、住宅取得等のため、新たに財形持家転貸融資のお申込みをされる場合に、当初5年間貸付金利の引き下げ等の措置を行うこととなりました。

また、自然災害のうち、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき国が指定したもの（以下「指定災害」という。）により、上記同様被害を受けた場合、当初10年間貸付金利の引き下げ等の措置を行います。

【ご利用できる方】

<住宅の建設・購入の場合>

財形持家転貸融資が利用できる勤労者のうち、自然災害により、居住していた住宅が被害を受けたことにより新たに住宅を建設・購入しようとしており、当該住宅の被害の程度が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の「り災証明書」を提出できる方

<住宅の補修の場合>

財形持家転貸融資が利用できる勤労者のうち、自然災害により、災害発生時に所有していた住宅が被害を受けたことにより住宅を補修する方で、「り災証明書」を提出できる方

【融資の種類と対象となる住宅・土地】

- ◎住宅の新築資金（土地の取得・整備資金を含む）
- ◎新築住宅の購入資金
- ◎中古住宅の購入資金
- ◎住宅の補修資金（自然災害で損傷した住宅の補修のための資金に限る）

【融資限度額】

次の1、2のいずれか低い額となります。

- 1 申込日における一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の残高（合計）の10倍の額（最高4,000万円）
- 2 住宅の新築、購入に必要な額及び土地の取得（整備を含みます。）に必要な額（所要額）の90%相当額以内の額又は住宅の補修に必要な額（所要額）の90%相当額以内の額

※1 融資の額は50万円以上とし、10万円未満の端数は切り捨てることとします。

※2 融資の額は担保等の状況によって減額となることがあります。

【返済期間】

最長35年以内（住宅の種類、お申込時の年齢により返済期間が変わります。）

ご希望により、お借入日から3年以内（補修の場合は1年以内）の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます。

※ 住宅の建設・購入をされる方が元金据置期間を設定した場合には、据置期間分、返済期間が延長されます。

【貸付金利】

区 分	対象期間	適 用 金 利
指定災害	お借入日から 5年目まで	お申込日の通常金利から 0.2%引下げ
	6年目から 10年目まで	5年経過後の通常金利から 0.2%引下げ（※）
	11年目以降	10年経過後の通常金利を適用 (以後5年経過ごと見直し)
指定災害を除くもの	お借入日から 5年目まで	お申込日の通常金利から 0.2%引下げ
	6年目以降	5年経過後の通常金利を適用 (以後5年経過ごと見直し)

※ 6年目から10年目までの金利は、お借入日から5年経過後の各金利改定日が属する月の2月前の1日現在の新規貸付金利から0.2%引き下げた貸付利率を適用いたします。

なお、金利は、四半期ごと（4月、7月、10月、1月）に改定されます。

【お申込期間】

次の1、2のいずれかであって、独立行政法人勤労者退職金共済機構が定める各事業年度の財形持家転貸融資の募集期間内とします。

- 1 指定災害 災日から5年が経過する日まで
- 2 指定災害を除くもの 災日から2年が経過する日まで

※ 建築制限等により上記期間内に住宅の建築ができない場合の申込受付期間は、建築制限等の解除後6ヶ月以内とします。

【お申込先】

お申込先は勤労者の方の状況により異なりますので、勤務先の福利厚生担当者等にご確認ください。

- ① 勤務先事業主自らが従業員に対して財形持家転貸融資を行う場合
→ 勤務先事業主
- ② 勤務先事業主が加入する事業主団体を通じて財形持家転貸融資を行う場合
→ 事業主団体
- ③ 勤務先事業主が福利厚生会社に出資している場合
→ 福利厚生会社（財形住宅金融(株)）

※ 財形持家転貸融資のご利用条件等詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡いただくか、ホームページ（<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/service/loan/loan01.php>）をご覧ください。

【お申込み開始日】

平成30年4月

お問い合わせ先 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部 管理課 審査・融資係 <電話番号> 0120-989-534（通話料無料） 03-6731-2935
